

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令の運用等について（通達）

自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（平成20年防衛省訓令第17号）の実施に当たっては、下記の解釈及び運用上の留意事項によることとされたので、その適正を期されたい。

記

第1 訓令の基本的な考え方

自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関し、陸上自衛隊については、陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（昭和33年陸上自衛隊訓令第17号。以下本項において「陸自訓令」という。）を制定しているが、海上自衛隊及び航空自衛隊については、訓令を定めていない。一方、平成17年度末の統合運用体制への移行を踏まえ、自衛隊の運用等に際しての部隊等の組織の要領及び

指揮について、各自衛隊に共通する定めを整備する必要がある。このため、本訓令においては、第1条において規定する運用等に際して、一時的に自衛隊の部隊等の平素の編成を変更し、又は指揮の系統を変更する場合の部隊等の長の権限その他必要な事項を定めることとした。ただし、自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する事項であっても、法律又は政令の改正等によって措置すべきであって防衛大臣の権限に属さない事項及び防衛大臣の権限であっても本訓令により部隊等の長に委任することを予定しない事項については、本訓令において規定していないことに留意が必要である。

なお、本訓令の附則により陸自訓令を改正するに当たっては、改正前の陸自訓令（以下「旧陸自訓令」という。）の規定のうち、本訓令と重複するものを削除し、その他の「編制」、「編成」、「編合」等に係る規定を残すこととしている。また、海空自衛隊における関係規則に規定する「編制」、「編成」等の意義は従前のとおりである。

第2 第1条関係

本条においては、本訓令が対象とする「運用等」を定義した。

「作業」については、一例として、陸・空自衛隊における演習場整備や除雪などを実施するため、「作業隊」を一時的に組織する必要がある業務を想定している。「その他法律により自衛隊が行うこととされた事務」については、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）等の特別措置法によって自衛隊が行うこととされた事務のほか、本条に個別列挙していないが、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章及び第8章に掲げる事務を実施する場合や防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条の規定に基づき、防衛に関する知識の普及及び宣伝を行う場合、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行う場合等を想定している。

なお、本訓令の「運用等」は、旧陸自訓令において、編組、直轄等を行うことができる場合として定められていた「防衛出動等の場合」に比して、表現をより具体化、適正化したものである。

第3 第2条第2号関係

本訓令における「指揮を行い、又は指揮を受ける関係」、すなわち、指揮関係は、後述のとおり、基本的な指揮関係にあることを示す「隷属」と特別の指揮関係にあることを示す「配属」のいずれかである。したがって、「指揮系統」は、「隷属系統」と「配属系統」のいずれか、「上級部隊等の長」は、「隷属上級部隊等の長」と「配属上級部隊等の長」のいずれか、「下級部隊等」は、「隷下部隊等」と「配属部隊等」のいずれかである。

第4 第2条第3号及び第4号関係

本号においては、「隷属」を定義するに当たり、「その隊務の一部について」の指揮関係である「配属」と対比して、「その隊務のすべてについて」の指揮関係で

あることを明確にした。

「隷属」における「基本的な指揮関係」の表現は、他の部隊等の長が「配属」により一時的に部隊等を指揮する場合においても、その隷属上級部隊等の長とのつながり、すなわち隷属状態は消滅しないことを示す。

なお、隷属系統は、法律又は政令の定めによるほか、防衛大臣のみが定めるものである。

第5 第2条第5号及び第6号関係

配属の状態においては、限定的かつ特別な指揮の態様である一部指揮を適用する。

「配属」における「特別の指揮関係」の表現は、平素において部隊等の長と部隊等との関係は隷属であることを前提に、これとは異なり、運用等に際して必要な場合に一時的に設けられる関係であることを示す。

なお、配属系統は、防衛大臣及び部隊等の長が定めるものである。

第6 第2条第7号関係

本訓令第2条第8号及び第10号において、部隊区分は、編組を行う又は一部指揮を命ずる際の手段の一つとすることから、定義規定を置くこととした。

第7 第2条第8号関係

「指揮下にある部隊の人員及び装備をもって当該部隊以外の部隊を一時的に組織すること」とは、元々の指揮下の部隊が人員及び装備の差し出しを行い、当該部隊とは別に、一時的な新たな部隊として編組部隊を組織することをいう。

また、本号及び第10号の「部隊区分により配属系統を定め」とは、恒常的な隷属系統と一時的な配属系統とが総合的に組み合わせられた指揮系統の全体像を明示することにより、部隊等の長が下級部隊等の配属関係を定めることをいう。「部隊区分により配属系統を定め」ることにより部隊を一時的に組織することは、運用等に際して複数の部隊に及ぶ配属系統を新たに定めるため、当該配属系統の明示のみでは当該運用等に係る指揮系統の全容を把握することが困難であり、当該編組部隊に関係する隷属系統及び配属系統の全体像を総合的に示すことが本訓令の運用上適切な場合を想定したものである。

他方で、「個別に配属系統を定め」ることにより部隊を一時的に組織することは、単一の部隊の指揮系統を変更するなど比較的単純な編組であるため、指揮系統の全体像を総合的に示すまでも要しない場合を想定したものである。いずれの編組の手法を用いるかについては、当該編組を行う際の部隊等の長の判断に委ねている。

第8 第2条第9号関係

一般的に直轄とは、部隊等を直接に指揮する状態を指す場合と、恒常的には下級部隊等の長を通じて間接的に指揮する二段階以上の下級部隊等を一時的に直接

の指揮下に置くことを指す場合がある。本訓令における「直轄」は、後者の意義において用いている。

「直轄」の指揮の範囲は、直轄上級部隊等の長がその都度定めることとなる。

第9 第2条第10号関係

本号においては、「一部指揮」について、部隊等の長が配属部隊等の隊務の一部を一時的に指揮するという意義及び部隊等の長と元来隷属の関係にも配属の関係にもない部隊等との間に、新規に配属系統が定められることにより行われるという意義をあわせて規定している。

本訓令の「一部指揮」の範囲は、ある一つの特定の事項のみから、運用等に関係のあるすべての事項までに及び得る。また、個別の「一部指揮」の指揮の範囲については、運用等に際しての所要に応じて、一部指揮を命ずる上級部隊等の長がその都度定めることとする。

「部隊区分を定められ」ること又は「個別に配属系統を定められ」ることのいずれの手法が用いられるかについて、一部指揮を命ずる部隊等の長の判断に委ねていることは、「第7 第2条第8号関係」に示したとおりである。

なお、旧陸自訓令においては、上級部隊等の長が下級部隊等の隊務の一部について指揮を行う場合について、「特定事項に関する指揮」と「配属部隊等の指揮」の規定が設けられていたが、本訓令の「一部指揮」は、これらを包含するものである。

第10 第2条第11号関係

本訓令によって部隊等の長に委任する編組に係る権限の外縁を画するにあたって必要な定義規定を置いた（「第11 第4条第1項関係」も参照。）。

第11 第4条第1項関係

一般則として、部隊等の長は、隷下部隊又は配属部隊に対し、編組を行うことができることとした。ただし、以下の場合については、本訓令とは別に、運用等に際して、防衛大臣が編組の実施に係る命令をあらかじめ発令していることを前提に、部隊等の長が行うこととする。

(1) 政令部隊の基本的な編成に係る編組を行う場合

「政令部隊の基本的な編成」とは、自衛隊法施行令第2章において、部隊の種類及び数をもって具体的に定められたものを指し、同章に規定する防衛大臣の権限に基づきこれを変更する場合において、部隊等の長は、防衛大臣の別命に基づき当該変更のための編組を行い得ることとしている。政令部隊の基本的な編成を変更する防衛大臣の権限は自らが必要があると認めるときに行使し得るものであり、本訓令は、当該権限を部隊等の長に恒常的に委任するものではない。

そのため、本訓令においては、運用等に際して防衛大臣が発令する行動命令等により、編組の実施に係る命を受けていることを前提に、部隊等の長が政令

部隊の基本的な編成に係る編組を行う枠組みとしている。

(2) 自衛隊法第22条の規定により編成した特別の部隊について編組を行う場合

自衛隊法第22条の規定により編成した特別の部隊についての編組を行う場合には、防衛大臣の別命を要することとした。特別の部隊は、同条に基づき臨時に編成されるものであり、本訓令は、かかる臨時の編成を変更する権限を部隊等の長に恒常的に委任するものではない。

そのため、本訓令においては、当該特別の部隊の編成命令等により、編組の実施に係る命を受けていることを前提に、部隊等の長が自衛隊法第22条の規定により編成した特別の部隊についての編組を行う枠組みとしている。

第12 第4条第2項関係

編組は、運用等に際して一時的ではあるが新たな部隊を組織する概念であり、編組部隊の長の指揮権限は、編組を行う部隊等の長から付与される任務の具体的な内容に応じ当該運用等の円滑かつ適切な遂行に必要と認められる限り、人事、情報、教育訓練、調達、補給、整備、輸送、施設、保健衛生、通信といった分野の如何に関わらず、当該部隊の隊務のすべての事項に及び得る。「前項の運用等に関係のあるすべての事項について」としているのは、この趣旨を明らかにしたものである。

特定の事項が「前項の運用等に関係」があるかについては、付与された任務を円滑かつ適切に遂行するために当該事項に指揮を及ぼすことが必要かという基準から客観的に判断すべきものである。

なお、編組部隊の長は、法令及びこれらに基づく命令によって防衛大臣又は防衛大臣が委任した者が行うこととされている事務（自衛隊法第31条の規定に基づく隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分、会計法に基づく支出負担行為及び契約、国有財産法に基づく国有財産の管理、物品管理法に基づく物品の管理等）を、本項の規定のみに基づいて自ら行うことができるものと解してはならない。

仮に、編組部隊の長及び本来の隷属系統の部隊の長の各々の指揮の及ぶ範囲について重複又は欠落のおそれが生じた場合には、編組を命じた部隊等の長が適切に隊務を統括する必要があることに留意が必要である。

「第9 第2条第10号関係」において記述したとおり、本訓令の「一部指揮」の範囲は、ある一つの特定の事項のみから、運用等に関係のあるすべての事項までに及び得るとしており、編組部隊の長の指揮の態様は、この一部指揮である。

第13 第6条関係

編組を行うことと一部指揮を命ずることの相違点に関し、前者が委任された編成権限に基づいて一時的に新たな部隊を組織する概念であるのに対し、後者は既存の組織は維持しつつ、一時的な指揮の関係及び態様を変更する概念であり、新たな部隊を組織することではない。

なお、旧陸自訓令第6条（機関に関する隷属及び配属）との関係では、同条第1項の「機関に関する隷属」に係る規定は、引き続き、改正後の陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令において規定する。また、運用等における一時的な部隊と機関の配属関係については、自衛隊法第26条第3項、第27条第3項等により防衛大臣が部隊の長に機関の長を指揮させる場合を想定しているほか、自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第5条等により、予め指揮監督の特例を定めているところであり、旧陸自訓令第6条第2項の「機関に関する配属」は、これら以外の場合に部隊と機関の配属系統を定める際の根拠規定としてきたが、本訓令制定以降は、本条を根拠規定とする。

第14 第7条関係

本訓令は、自衛隊の部隊の編成についての権限及び責任を有する防衛大臣が、運用等に際して、一時的に、部隊等の長に対して、編組によって別個の部隊を組織する権限を委任する範囲を定めている。この委任に基づき、部隊等の長は、あくまで一時的な措置であるが、防衛大臣の定めた平素の部隊の編成を、個別の承認を得ることなく変更する。しかしながら、防衛大臣は、自ら自衛隊の部隊の編成に係る権限を行使することがあり、そのために必要な範囲で部隊等の組織の状況を把握する観点から、本条の報告規定を設けている。

その際、防衛大臣への報告に係る責任をその所掌に応じて各幕僚長に負わせることとした。これに伴い、部隊等の長は、当該幕僚長に対して報告義務を負うこととする。

各幕僚長は、部隊等の長から受けた報告の内容のうち防衛大臣の編成権限の行使に必要なものを防衛大臣を補佐する立場から適切に取りまとめて報告することとした。

なお、部隊等の長から各幕僚長への報告については、「指揮下にある部隊の人員及び装備をもって当該部隊以外の部隊を一時的に組織した場合を除く」こととした。「指揮下にある部隊の人員及び装備をもって当該部隊以外の部隊を一時的に組織した場合」については、陸・空自衛隊の部隊において日々行われているという実情があり、これを報告させるとすれば、業務の煩雑化、部隊における過重な負担を招くため本条の枠組みからあらかじめ除くこととしたものである。「関係する幕僚長の定めるところにより」について、各幕僚長は、上述の適切な報告内容についての防衛大臣の判断に係る補佐責任を踏まえつつ、必要な定めを設けることとしている。

第15 第8条関係

この訓令の実施に必要な事項は、その所掌に応じて各幕僚長が定めることとした。また、本条を根拠に、編組の際の部隊等の長の各幕僚長に対する報告に関し、教育訓練の実施に関する各自衛隊の達等に規定された既存の報告の枠組み等を活用することが可能である。